

暮らしに笑顔を！みんなの生活応援します



八女市障害者等自立支援協議会

八女市自立支援協議会とは？

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）において地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主とし都道府県と市町村に位置づけられたものです。

八女市自立支援協議会は、平成19年6月から八女市（旧黒木町・旧立花町・旧矢部村・旧星野村を含む）と広川町を圏域として設置されました（現在の圏域は八女市のみ）。

八女市自立支援協議会では、当事者、ご家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参画して八女市で障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会です。

八女市自立支援協議会の目的

障害者の皆様のよりよい暮らしの応援をするためにつくられました。



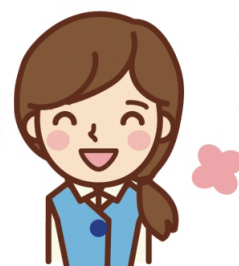
(1)
相談支援事業の
運営評価に関する
こと。

(2)
困難事例への
対応の方法に
関すること。

(3)
関係機関による
連携体制の構築に
関すること。

(4)
地域の社会資源の
開発及び改善に
関すること。

(5)
その他必要と
認められる事項。



八女市自立支援協議会のメンバーは

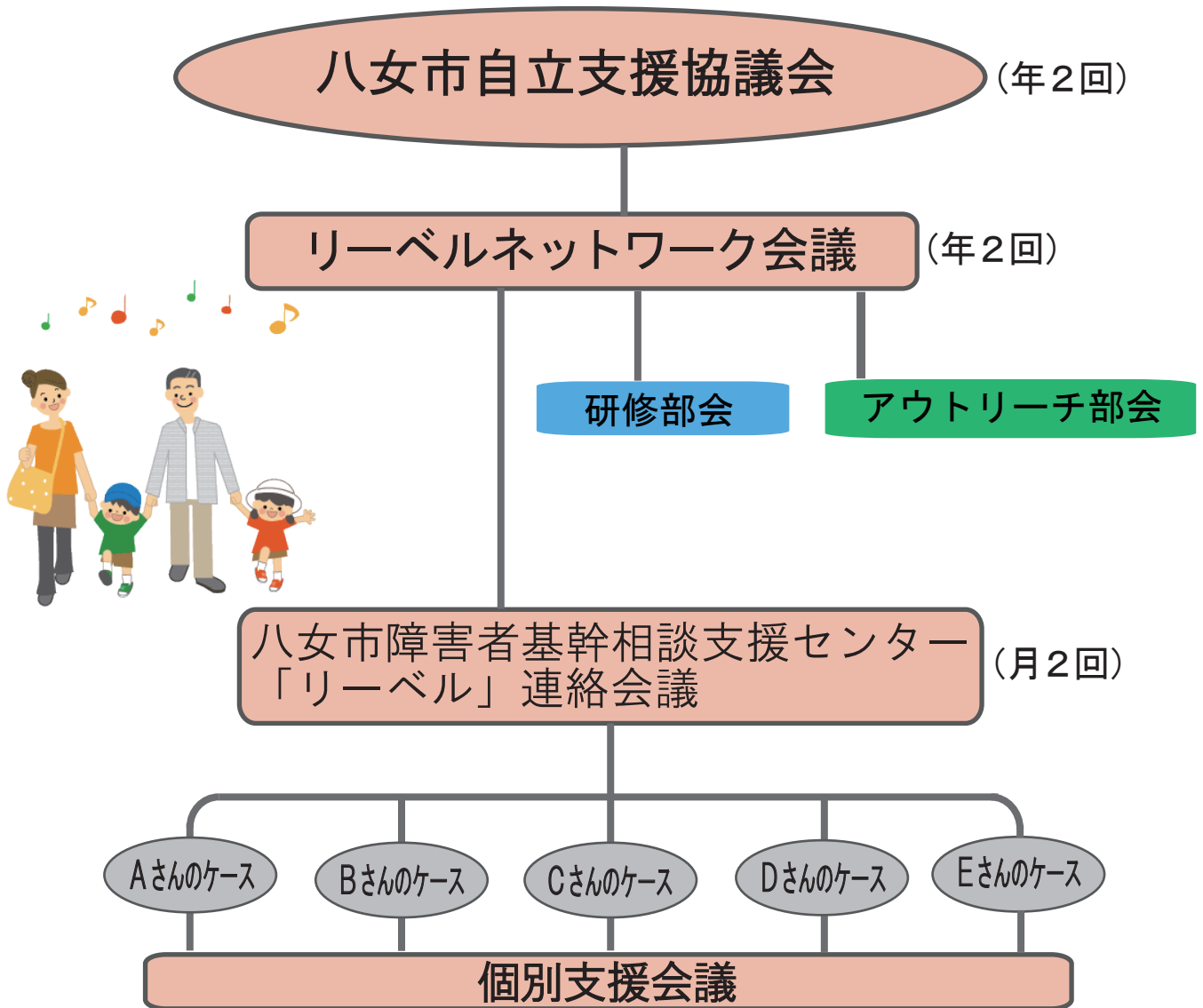
- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 雇用関係機関
- (4) 障害者関係団体の代表者等
- (5) 障害福祉サービス事業者
- (6) 県保健福祉環境事務所
- (7) 市町村代表

の方々により構成されています。



八女市自立支援協議会の構成図

八女市自立支援協議会は次の機関があります。



リーベルネットワーク会議

◇役割

相談状況の報告、困難事例の検討など

◇構成

相談支援事業者・保健・医療関係機関・雇用関係機関・障害者関係団体の代表者等・障害者福祉サービス事業者・県保健福祉環境事務所・市町代表・八女市障がい者基幹相談支援センター「リーベル」相談支援専門員・その他の関係者（特別支援）教育関係



分科会（生活支援分科会・就労支援分科会・こども分科会・相談支援分科会）

◇役割

生活・就労・こども・相談の分野に分かれた相談状況の報告、困難事例の検討、地域課題の集約など

◇構成

リーベルネットワーク会議構成団体の実務者（現場担当者）等

●生活支援分科会

- ・ 広汎用性発達障害のある児・者、精神疾患のある独居高齢者、累犯障害者等への地域支援の取組みについて
- ・ 地域における福祉施設の果たす役割について

●就労支援分科会

- ・ 職場実習先の開拓、就労移行支援事業、ハローワーク、就業・生活支援センター事業との連携について

●こども分科会

- ・ 特別支援教育コーディネーターとの情報交換の場を設定→個別ケースの取組みの増加
- ・ 個別支援計画と個別教育支援計画について

●相談支援分科会

- ・ 相談支援専門員としての視点や取組む姿勢等を学び、スキルアップを図る
- ・ 必要とされる知識や情報収集の場

八女地区障害者基幹相談支援センター「リーベル」連絡会議

◇役割

見えてくるニーズや課題への協議・困難ケースの検討

◇構成

市町村代表・八女地区障害者基幹相談支援センター「リーベル」相談支援専門員

個別支援会議

◇役割 ニーズや課題の協議と検討

◇構成 本人、家族、関係者

